

こんなときは…

水道の故障・修理や道路上などの水漏れに関すること

- ▶ 津・久居・香良洲地域
工務課維持担当 ☎237-5814
- ▶ 河芸・芸濃・美里・安濃地域
安芸水道事業所 ☎268-1008
- ▶ 一志・白山・美杉地域
一志水道事業所 ☎262-7020

給水装置の工事に関すること

工務課調査給水担当 ☎237-5806

水質に関すること

浄水課水質管理担当

☎237-5850

下水道使用料に関する こと、下水道受益者負担金 に関すること

下水道政策課

☎239-1031

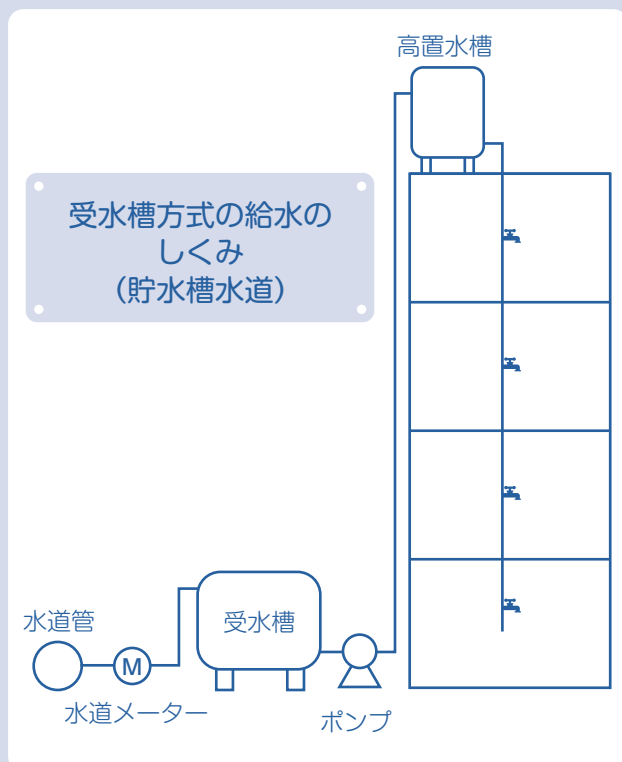


貯水槽水道の衛生管理 ～貯水槽の検査はお済みですか～

貯水槽水道とは…

水道事業者から供給される水のみを水源とし、受水槽方式により供給している施設で、次の2種類があります。

- ◆簡易専用水道…受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの
- ◆小規模貯水槽水道…受水槽の有効容量が10立方メートル以下のもの



簡易専用水道と小規模貯水槽水道は、衛生上の観点から適切に管理するよう、水道法で規定されています。

設置者は、1年に1回、指定の検査機関から施設の外観検査および水質検査を受け、次の管理基準により適正に管理してください。

管理基準

- 水槽の清掃を1年に1回、定期的に行う
- 有害物や汚水などによる水の汚染を防止するために、水槽の点検をするなど必要な措置を講じる
- 水の色、濁り、臭い、味などに注意し、異常のないことを毎日確認する
- 汚染が判明したときは、直ちに給水を停止し、利用者と県または市に連絡する

貯水槽維持管理などについて

工務課 (☎237-5806)

県津農林水産商工環境事務所環境室環境課 (☎223-5083)

貯水槽の検査について

簡易専用水道検査機関にお申し込みください。

HP [厚生労働省 水道水質情報](#)

貯水槽の清掃について

飲料水貯水槽清掃業者にお申し込みください。詳しくは、県のホームページをご覧ください。

HP [三重県ビル管理登録業者](#)